

入札心得

岩手中部水道企業団

平成 31 年 4 月改定

(目的)

第 1 この心得は、岩手中部水道企業団（以下「企業団」という。）の契約に係る競争入札を行う場合における入札参加者の入札手続等に関する一般的な注意事項を定めるものである。

なお、この心得に定める事項のうち、岩手中部水道企業団条件付一般競争入札試行要領に定めがあるときは、その定めるところによる。

(入札)

第 2 入札参加者は、設計図書、仕様書、図面及び現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において設計図書、仕様書、図面等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札参加者は、告示、公示又は通知書に示した時刻までに入札会場に参集しなければならない。

3 入札参加者は、入札書（様式第 1 号）を作成し、入札執行者の指示により提出しなければならない。

4 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状（様式第 2 号）を持参させなければならない。

5 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理人をすることはできない。

(入札の辞退)

第 3 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあっては、入札辞退届（様式第 3 号）を直接持参し、又は郵送（入札日の前日に到達するものに限る。）して行う。

(2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 提出された入札辞退届及び入札を辞退する旨を明記した入札書は、提出後、撤回することは出来ない。

4 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第 4 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年

法律第 54 号) に違反する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第 5 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめことがある。

2 入札辞退者が多数生じ、競争入札の趣旨が失われると認められる場合には、入札を取りやめることができる。

(入札保証金)

第 6 企業団契約規程第 6 条第 2 号に規定する要件を満たすものは、入札保証金を免除する。

(入札書の記載金額)

第 7 入札書に記載する金額は、アラビア数字で表示し、金額の頭には「¥」記号を記入又は、代表者印鑑（代理人による入札については、代理人使用印鑑）を押印するものとする。

2 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額に課される消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載する。

3 前各号によらない記載方法を用いる場合は、別途指示する。

(入札の無効)

第 8 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 記名押印を欠く入札
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明りようである入札
- (6) 明らかに連合によると認められる入札
- (7) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、2 人以上の代理をした者の入札
- (8) 一定の資本関係又は人的関係のある複数の者のした入札

- (9) 錯誤による入札
 - (10) 鉛筆書きによる入札
 - (11) その他入札に関する条件に違反した入札
- (落札者の決定)

第9 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、工事又は製造の請負契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(再度入札)

第10 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

- 2 入札を辞退した者、入札に遅参した者、無効の入札をした者は、再度入札に参加できない。
- 3 再度入札は、2回を限度とし、この限度内において落札者がいないときは、入札を終了する。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第11 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。なお、入札者は、くじを引くことを辞退できない。

- 2 前項の場合において、くじ引きに参加できない者があるときは、これに代わって当該入札事務に關係のない企業団職員にくじを引かせるものとする。

(契約書等の提出)

第12 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内に、これを契約担当者に提出しなければならない。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失う。
- 3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに請書その他これに準ずる書面を契約担当者に提出しなければならない。

(異議の申立)

第13 入札をした者は、入札後、この心得、設計図書、仕様書、図面及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(契約締結の留意事項)

第14 落札者の決定後、契約締結までの間に落札者（共同企業体の場合は、その構成員も含む。）が、いずれかに該当した場合は、契約を締結しない。

- (1) 企業団建設工事等の競争入札における指名停止措置基準に基づき、企業団から指名停止を受けた場合
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当した場合
- (3) 入札公告又は入札説明書等に掲げる入札参加資格の要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合
- (4) 法令等違反が明らかになり、企業長が契約の相手方としてふさわしくないと認めた場合